

## 令和5年度 第2回 静岡市屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 令和6年1月24日(水) 13時30分～15時10分
- 2 場 所 静岡市葵消防署 7階講堂
- 3 出席者 (委員) (○:会長)  
○小林 善徳、寒竹 伸一、松永 秀昭、池田 文信、大畑 しのぶ、深澤 陽子、  
松井 晴司、切岩 輝男 (敬称略、名簿記載の順)  
(事務局)  
中川建築総務課長、服部係長、北川主任技師、野田氏
- 4 欠席者 2名 (委員) 大久保 あかね、浅場 由美子
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議事項 デジタルサイネージの取り扱いについて  
特別規制地域内の一般広告物について
- 7 会議内容
  - \* 委員の紹介
  - \* 配布資料の確認
  - \* 建築総務課長開会挨拶
  - \* 事務局職員の紹介
  - \* 出席者8名/10名 条例施行規則第28条第2項の規定により、会議成立
  - \* 会長選出 小林 善徳委員を選出
  - \* 会長職務代理者の選出 寒竹 伸一委員を選出
  - \* 議事録署名人の選出 大畑委員を選出

### 【審議事項】 デジタルサイネージの取り扱いについて 特別規制地域内の一般広告物について

#### 事務局

デジタルサイネージの取り扱いについて説明資料に基づき説明。

#### 切岩委員

小梳神社周辺は、いわゆる商業地域で第2種普通規制地域であるので、小梳神社も第2種普通規制地域として、デジタルサイネージは自家広告として認めるべきではないでしょうか。

#### 事務局

区域のことはこの区域として、サイネージについては、前回の審議会にてデジタルサイネージは一般広告として扱うとして審議を得たため、この条件のもとご審議いただきたいと思っております。また、条例第6条第1項第4号の寄贈者名等を表示する広告物についてですが、よく神社にいくら寄贈され、どのお店、屋号はこれですよと今までは石にほったり、木の板に書いたりしていたものが、令和のこの時代に新しくサイネージ画面として、こういう表示の仕方をされるということで、この基準でよいかという部分についてもお意見をいただきたいと思います。

#### 松永委員

6条の1項4号に寄贈者名等というのは確かにありますが、今回、寄贈者名以外に、寄贈者の広告なんかも表示するということですが、寄贈者名等の等の中にはどういうものを想定されていますか。

#### 事務局

今回の掲示提出させていただくデジタルサイネージもその等の中に含まれるのではないかと考えています。昔、神社には、家紋であるだとか、シンボルマーク、屋号を掲示していたということを見ると、今の時代それに相応するものとして企業活動を紹介すること、わかりやすく皆様方、参拝された方、他の方々にご紹介するということで、この等の中に、デジタルサイネージの映像データも含まれると考えております。

#### 松永委員

協賛されている事業所の広告等も含めてということでしょうか。

#### 事務局

協賛だけだと若干弱いので、氏子企業として、昔から言う神社の活動を支援する団体の一つとして企業さんも参画をして、その企業さんの活動と神社の活動をリンクさせていくということで、寄贈者名等と読めればと考えています。

#### 松永委員

氏子は寄贈者なので、そんなに変わらないと思いますが、今後、寄贈者が変わってきた場合には、デジタルサイネージなので随時変更していくというようなイメージでよいのでしょうか。

#### 事務局

この条項でよめれば、審議会にかけずにそのまま申請をいただいて、事務局の方で内容を確認した後に、許可していくという方法でと考えています。委員さんからのご意見で、やっぱり一つ一つ確認すべきだということであれば、このように一つ一つ確認していければと考えています。その際の取り扱いの仕方にもご意見をいただきたいと思っております。氏子だからといって、あんまり拡散、無制限に拡大していてもいいということでもないかなと思っております。

#### 松永委員

事務局側でコントロールできるのであれば、それでよいかなと思います。小梳神社自身でなく事務局サイドでコントロールできないとしたら、今の例えば寄贈者の氏子の一覧が出ているわけではないのでこういう形で事務局サイドで順次進めたらいいのかなと思います。

#### 事務局

宮司さんや禰宜さんにはこういう形でというお話はしているので、事務局サイドで確認をしていきます。

寒竹委員

面積を出したとき、例えば7ページだと氏子紹介エリアは0.248ではなく0.25とするようになっているのですか。

事務局

少数第2位までとして第3位を四捨五入しています。

寒竹委員

切り上げでも切り下げでもなく四捨五入となるのは少し厳しいのではと思います。そのままの数字で算出した方がいいように思います。また、1ページ目の右図、デジタルサイネージのところに①とあって、②③もあるが何か関係するのでしょうか。

事務局

すみません。②③は特に関係ありません。

池田委員

このデジタルサイネージは既に立っていますが、今日の審議で認められなかったら、撤去するのでしょうか。

事務局

はい。設置当初、ここまでの審議を得た経緯が確認できなかったので、更新時にこれから増やしたいということも含めて、改めてこの審議会に諮らせていただいて、内容のことを伺いたいと考えております。

切岩委員

小梳神社の自家広告が申請が出ていますか。

事務局

はい。申請いただいています。

池田委員

氏子のところは大きさが0.5㎡等というのがあったのですが、例えば神社のご案内については、ここも触って英語と日本語でご紹介という形になってはいますが、この部分はどのような扱いになるのですか。

事務局

自家広告扱いとなります。

池田委員

地図の方はデジタルサイネージとなるのでしょうか。

事務局

地図の方はデジタルサイネージではありません。

池田委員

今回の許可基準としては氏子の部分は①で、地図の部分は②となり、この二つが適用するという解釈でよろしいでしょうか。

#### 事務局

地図の部分は文字だけであれば OK ですが、そこに企業名、お店をデザインされたものが入ってきてしまうので、今回改めてお諮りしています。

#### 池田委員

そうすると、一体となっているが、地図の部分と氏子の部分と神社の紹介の部分と三つあり、神社の部分は自家広告となり、氏子の部分は①に該当するとう解釈でよろしいでしょうか。

#### 事務局

はい。全体がわからないと、この盤面の意味が皆様にお伝えできないと思い、一緒に説明させていただいております。

#### 小林委員

事前に事務局から相談があった中で、実は 1 回目の申請は提出されていて、設置の許可が出ていて、ただそれがデジタルサイネージではなく普通の広告として OK をして、更新のときにデジタルの部分があることがわかり、審議会にかけてもらえないかと神社側と話をしたという経緯があります。内容的には、ほとんどが神社の紹介と氏子の紹介となっているが、せっかくならこの地図の部分をデジタル化してもらえるといいのではと思います。実は、この地図の部分がもう少しなんとかならないかと思っていて、氏子のところは赤くなっていたりして、位置はわかるが、観光施設だとか、避難所だとかという表示がよくわからないと思っています。例えば、浮月楼さんは民間企業ですが、慶喜さんが住んでいた屋敷跡ということで、結構見に来られる方もいて、宝台院だとかのあたりも地図に入っているのではと思います。そういうところがあまり表示されていないので、ここで言っている観光とか、避難所の案内とかにはちょっとになっていないような気がしているので、その辺は、これがずっと貼りっぱなしではなく更新すると言っているのもう少し考えてもらうといいのかなと思います。

#### 池田委員

観光の視点といいますか、最初資料を見させていただいたときに、インバウンドとか観光の話があるので、当然観光情報などが載っていると思い地図を触ってみたら、動きませんでした。今回はこういう形ですが、今後は、プラスαで観光スポット情報などを入れていただけると、ありがたいなと思います。

また、神社は、外国人の方が来られて観光スポットになり得るところですが、以前ある神社のお話を聞いたときに、外国の方はルールを知らないため、全然違うことをやってしまい、それを氏子さんが嫌われることがある。神社としては、外国の方に来てもらいたい、観光スポットにしたい、でもなかなか氏子さんがいいと言わない、そういう場合もあるので、神社の紹介の部分が英語で、神道とはから始まって、参拝の仕方などを書いてあるのは、すごく良いなと思いました。

#### 切岩委員

この許可は小梳神社の自家広告と一般広告の二つとなっていて、自家広告と一般広告の申請者は別となっているのでしょうか。

#### 事務局

申請者は申請をする方にご判断いただける内容になっています。

先ほど来の話から、氏子が何をやっているのかということもあわせて、参拝された方にお届けしたいということが趣旨になりますので、ある意味小梳神社様の広告の領域を少し広げて、私どもとしては、一般も OK とさせていただきたいと考えております。また、小梳神社様の方から伝え聞いているお話ですが、静岡大火と静岡空襲で、ほぼ神社の過去の歴史が消失されているとのこと。ここのデジタルサイネージで、神道や草薙の尊等も含めて参拝された方に少しずつ伝えていきたいということを小梳神社様の方から聞いております。小梳神社はここにずっとあったわけではなく、その前は青葉小学校、さらにその前までは追えるようですが、それ以前に神社がどこにあったかは、消失されてからは不明なため、デジタルサイネージ、プラスαデジタルアーカイブとして電光板を使っていきたいと神社様はお話をされていました。

その他意見・質疑なし。議案の質疑終了。

#### 《採決》

**「審議事項 デジタルサイネージの取り扱いについて」は、賛成多数により原案のとおり進めることで決定する。**

#### 事務局

特別規制地域内における一般広告物について説明資料に基づき説明。

#### 松永委員

資料1-4の8ページですが、今回案内広告ということで、多分いらっしゃる方は、どういった施設名かで来ると思います。そう考えたときに、例えば高齢者総合福祉エリアというのは18種くらいの施設が、この辺に固まっているので、そういった意味で施設側としては、福祉エリアという言葉を表に出したいと思うが、来る人は、その福祉エリアということではなくて、楽寿の園ということで来るので、そうすると、ある程度大きさが決まった中で、必要最低限のものを表現していけば、一つの文字が大きくなるわけなので、例えば福祉エリアとか、あるいはその受託法人がどうなんというのは関係なくて、施設がどうかという施設名で多分来ると思うので、そういった受託法人名とか、あるいはその下の写真、こういったものを省けば、もう少し同じ規格の中で文字が大きくなるかなと思うのですが、この辺を入れたいというのは施設側の意向なのではないでしょうか。

#### 事務局

この建物の写真がどういう意味を持つのか、実は調べてみるまでよくわからなかったのですが、まずご覧をいただきたいのが、新静岡 IC をおりてすぐの交差点で、こちらの正面に今回

の看板を立てさせていただきたいというご要望で、順次写真を送りますが、今回新しくご案内をするし、新静岡 IC から北回りの経路になります。実はですね、今おっしゃっていただいたように、福祉エリアとしてもものすごく巨大な面積を持っている施設なので、正直、どこからでも見えるだろうというふうに予想をしていました。今これが葵大橋で、ここぐらいまではわかったのですが、橋を渡ってすぐ左折すると高いところからこの卵で幸せというショップに沿って下っていくことになります。下っていくとどう見えるかという、このように、ほぼ何も見えなくなってしまい、この建物と建物の隙間から目的地の一番背の高い建物も、一番上の緑の部分が若干見え隠れするくらいです。私どもとしては、おっしゃっていただいたように、規定の枠というのも考えたのですが、施設側の方からどうしても写真を入れる理由がここにあるということで、建物を常に意識しながら、建物の頭の部分をここだよというのを見せてあげたいという要望と、この調査の写真を見比べて、これは事務局としては、写真を含めて来園者へのご案内が必要な事項ではないかというふうに判断をしました。実はですね、今最終的に楽寿の方でも看板の設置という最終段階に入っていて、ここだけはつけたいというところを拾い上げてご提示をさせていただいています。昭和 50 年にこの地に開設をされてから、その後新東名ができた、屋外広告物法の届出が少し強化されたり、規制地域が加わったりしてきているので、私どもとしては、来園者も養老介護の時代に入りつつあるため、なるべく不安なくこの施設までたどり着くこと自分の目的を看板で、誘導を確認しながらここまで行っていただきたいということで、やむを得ないのではないかと判断をして、審議会の方に諮らせていただいております。

#### 小林委員

松永委員がおっしゃる通り、基本的には皆さん楽寿の園を目指していく、もしくは地域包括支援センターを目指していて、その受託者が誰であるかなどは全く気にしない、目的地としては支援センターもしくは楽寿の園を目指していくと私も思っています。そうすると要らない文字があるのではないかとというふうに考えると、もう少し小さくなると思います。文字を小さくではなく、例えば、基本的にこれ高齢者福祉エリアはいるのか、楽寿の園でいいのではないかと思うし、地域包括支援センターの受託法人なんていうのはなくても、案内板看板として意味をなすのではないかとというふうに私も思います。

#### 事務局

施設に入っているご家族としては楽寿の園がどうしても必要であり、それで判断しているということですが、実はこの施設、全国でも有数の福祉の最先端施設で、他県からの見学者も多いということがあります。その方たちは楽寿の園ではなく、こちらの高齢者総合福祉エリアを目標に来ているということで説明を賜ったため、確かに利用者目線、施設に入っているご家族からすると楽寿の園なのですが、全体も見たいという方も少なからずいらっしゃるということも含めて高齢者総合福祉エリアというご紹介も必要だよというふうに承っています。私どもも小さくするという方法で当初は調整をしていたのですが、やはりその施設側の思い、要望の説明を聞いていて、状況を確認して、ここは致し方なかるかということで、確かに 3 m 以内がありますけれども、高齢の方に対してということになりますとやはりこれは最低限必要な大きさのものだという考えに至っております。実は、ここまで先ほど課長からも説明があった通り、1 年半以上ぐらいの実は時間をかけてここまで持ってきました。それを救ってくれという意味では全くないのですが、施設側として最低限これくらい必要でこの表現でいきたいという要望を削ぎ落してここまで持ってきたということあり、今回お諮りしたこのデザインということでご提示しております。

#### 深沢委員

資料を拝見したときに、「高齢者総合福祉エリア」という言葉が少し聞きなれないと思いました。法律に定められていたり、市で設定したりしているエリアなのかと思いましたが、これは楽寿の園独自の、自分たちを表現するためにつくられた言葉であるという理解に至りました。そうしたときに、何を大切に思うかですが、高齢化がさらに進展すると、いろいろな施設

で同様に看板の文字を大きくしたいという意見が出てきて、きりがなくなってしまうのではないかと懸念しています。楽寿の園の看板を見る限り、公共的な意図よりは、民間事業者の業務としての広告の意図が強いように感じられます。ですから、全国的に有名で、多くの方が視察に訪れる施設かもしれませんが、もう少し配慮が必要であると感じました。地域包括支援センターについても、地域の福祉の拠点になる場所であり、各地に設けられていると思います。確かに遠方からお見えになる方もいるかもしれませんが、基本的には地域の方が利用するということを考えると、ここまでたくさんの言葉はいらぬのかなと感じました。

#### 切岩委員

建物についている案内看板については条例上設置できないが、これは今は白板になっているのですか。現状はこの写真通りで全部撤去している状態でよいのでしょうか。また、条例上、案内看板は3㎡となっているので、その中で考えるべきで、最低限、施設名があれば十分であり、余分な情報を除けば、十分3㎡以内に収まると思います。楽寿の園だけ特別扱いをすると他との平等性がなくなってしまうので、これだけの事業をやっているから大きくしてくれというのはおかしいのではないのでしょうか。だから、みんなと同じように3㎡でできることを考えなくてはいけないと思います。

#### 事務局

平成23年からずっと違反状態で、実は私ども何をしてきたかと申しますと、新東名ができたこと、それと施設を利用している方からのご要望、施設側の方で聞き取っていただいて、あとですね、さっき深澤委員からのご質問にもありました通り、他の施設との実はバランスもありました。他の施設でこれだけの人数というのはなかなか静岡市内でも他に事例がなく、一つだけ突出して利用者数、あるいは家族の方の人数が非常に多く、合わせてですね、東名が完成し新静岡ICが開設されたのが、平成25年になりますので、それ以前、それ前後ぐらいの車にお乗りの方で、ナビゲーションが更新されていないと、この静岡も走る案内すらお手元のない状態で、確かにカタログ含めて、いろんな情報入手手段はありますが、ドライバーさんの目線で、カタログ地図を紙ベースで見なくてもご家族に何かあって急な呼び出しで久しぶりに行くという道でも迷われないようにとの配慮も含めて、寄り添っていきたくと思っています。違反状態を是正するということが適宜ではないかなというふうに考えて、この提案に至っています。現在、全部の看板を取り終わっているが、一つだけJAの壁に付いたものだけは、この看板を外すと外壁が壊れてしまう可能性もあったので、今、白板ということにさせていただいています。

#### 寒竹委員

これは楽寿の園という文字だけ大きくしたいのですか。8ページの真ん中の左折の矢印の中の小さい文字は見えないと思います。青もこれだけ3種類使っていると街の中にあっても美しくないし、文字のバランスも一番右はキュッと縮めていて、一番左はグッと伸ばしてあって、これはデザインだと思うので、看板屋さんが3㎡の中にちゃんとわかりやすくデザインすべきところだと思います。8ページの一番右は3.66㎡となっているが、これは3㎡の中でデザインできるはずです。

#### 切岩委員

3㎡を崩してしまうと、これを許可してしまうとみんなそうしてしまうと思います。楽寿会だけ優遇する理由はないと思います。

#### 寒竹委員

一番右の4.97㎡というのは、真ん中で割って二つ立てることは可能ですか。

#### 事務局

それはできません。

#### 寒竹委員

そうすると一番左下はすっきりしていて、4.68㎡だけど、上の白い部分はいらないし、周りもいらないと思うので、3㎡はできるはずです。3㎡の中で同じ効果を出すことは可能だと思います。

#### 大畑委員

デザイン的にはやりようがあると思います。色のことも少し気になっていて、公共施設みたいになっているように感じとれるので、もう少し色のことを考えてもいいのではと思います。

#### 切岩委員

今の静岡市で公共施設という考え方の中で、分類の中に医療保健福祉施設があります。その他にあり、その他公共性が高い主要な施設となっていて、それは全部市立の養護施設で、包括支援センターとかは今は入っていません。もしそれを公共性としているならば、例えば3㎡は守って、それにプラス1.5㎡特別に、1か所主要な箇所につけてもいいよというのであれば落とすところはあるのかなと思います。ただ、3㎡を崩してしまったら、みんな真似してしまうので、そこは守ってもらわないといけないと思います。

#### 事務局

色に関しては、データを受け取ったときにうまく表現できていない部分もあるかもしれませんが、色調の統一については、事務局からお伝えしていきます。実はこの看板、二つに大きく分けることができ、静岡ICを降りてすぐローソンの向かい側に立つ看板に関しては、瞬間的に判断をする場所になりますので、ここだけは何とか大きい看板、提示をさせていただいた看板を設置させていただきたいと思っております。他の看板については誘導型、この道であっているよねというのをちらっと見ながら進む看板ということになりますので、ここは委員さんのご意見をいただきまして、3㎡以内の指導をしていくという内容はいかがでしょうか。

#### 池田委員

これは、何か誘導しているというより、楽寿の園を宣伝している看板のように思われません。

#### 小林委員

今事務局からの提案もありましたけども、その前の段階として、このような状態のものとしたら、皆さんどうお考えになるのが、ちょっと聞いてみたいと思います。

#### 寒竹委員

3㎡以内で機能は満たすと思います。

#### 松永委員

8ページ真ん中の地域包括支援センターに静岡市葵区と表示されているが、賤機地域包括支援センターは駿河区にも清水区にもないので、静岡市葵区というのは余分な言葉となり、そういったものを削いでいけば、3㎡の中に収まるのかなと思います。ただ、事務局が言われたように、車を運転してきたときに視認できるものを別個、この②③は少し考えてもいいのかなと思いました。

#### 事務局

それはこちらの6ページのものとなり、これだけが唯一、東名からインターチェンジをおりてすぐ正面に出てくる交差点で左右の判断が必要な場所となります。資料1-3の18ページにインターチェンジを降りて、看板が視認できるところまで160m、唯一ここだけが何の予見もなく出てくる可能性があるため、ここは大きく設置させてあげたいと考えています。

#### 寒竹委員

ここに電話番号はいらないのではないのでしょうか。そこに行くためのサインとしてあるのに、そこに電話番号とか住所とかは本当にいるのか、本当に必要な情報に絞るとかそういう努力をしないと、今は景観とか広告とかは個人の自由ではなく、街全体をみんなで気持ちよく作っていきましょうという時代なのに、何かちょっと違う感じがします。



#### 池田委員

今は①の場所には看板何もない状態でしょうか。

#### 事務局

はい。今は撤去済で何もない状態です。

#### 池田委員

以前は他にも看板があって、目立つためにはこのくらいの大きさが必要だったかもしれませんが、今は何もない状態で、またあそこに同じ大きさを立てたいという話なら、何のために必要なのかと勝手に思います。別表2の3をもって拡大解釈というのはあるかもしれませんが、この設置したい看板を見ると、やはり削ぎ落せるところが絶対あると思います。写真が必要というのも違うのではないかと思います。現状でいけば、今の条例規則に則って設置していただきたい。

#### 大畑委員

デザインは考え直した方がより見やすくなると思います。今の状態だと逆に見にくいものが多い気がするので、1個くらいはいいかなとも思うのですが、微妙な大きさのものは努力をしつつ直していただいたほうがいいのかなと思います。

#### 深澤委員

いろいろ協議を重ねられてきてここが落としどころだったのかなとは思いますが、やはりできる限り基準に従っていただいた方がいいと思いますし、それが可能ではないかと思っています。写真も必要ないですし、写真をつけてやむを得ないという説明が対外的につかないと思います。

#### 寒竹委員

誰かがごみを捨てると、ごみがそこに集まるようなそういう危険性をもっていると思います。この審議会の見識が問われてしまいます。3㎡以上にする意味が本当はないと思います。

#### 松井委員

みなさんおっしゃる通り、宣伝ですし、写真とかがあった場合、高齢者の方が来られるということなので、これを見て事故を起こされても困るようなところもあります。

#### 小林委員

みなさんから意見いただきましたけれども、採決をとっても、今の状況では賛成というふうにはならないような気がするけど、一応聞いてみますか。

#### 事務局

その前に、確かに車の案内をするのが目的で、ドライバーさんへの案内なので、電話番号が入っていることの不自然さは払拭できないと思いますので、寒竹委員はじめ、皆様方からいただいたご意見、削ぎ落して必要最小限にした掲示物にすることが、私どももそのように思っておりますので、一旦持ち帰らせていただいて、削ぎ落したものを改めて見ていただくということで、今回はご了承いただけないでしょうか。バサツときるのもさすがにこれだけ関わっている方が多いとなると、看板について審議する、この審議会は確か

にそれが基準ですが、利用者に寄り添うということも、私ども求められていることなので、改めてお諮りしたいという考えですが、いかがでしょうか。

小林委員

そうすると改めて削ぎ落した状態で審議会を開くということですか。

寒竹委員

削ぎ落とされていなかったら、また同じだと思います。やっぱり3㎡でどういうことができるかというのは試さないで、最初から3㎡じゃ無理だというのはありえないと思います。3㎡になったときにどうなるかというのが一番大切で、その努力は必要だと思います。道の中にたくさんあった看板をやっとなくしたのに、またやるのですかと思ってしまいます。

事務局

おっしゃっていただいた通りです。私どもとしてもこれを作った会社とも話し合いをずっと続けてきて、応じてくれたこともないわけではなかったのですが、一旦持ち帰って、楽寿の方では包括支援センターの看板は、近い将来いなくなる可能性があるということも聞かれた内容なので、再度支援センターの看板の見直し、不必要な部分の削ぎ落しを踏まえた上で提示をさせていただきます。

小林委員

それと、基本的に皆さんおっしゃるように3㎡の中に収めることを先に考えてもらって、どうしてもできないという理由、それがここに書かれている説明の中では委員の皆さんが納得していない状況なので、その辺も含めて、やはりもう一度、楽寿の園さんと広告業者さんと話をしてもらうということよろしいでしょうか。

切岩委員

特別規制地域だから設置できないので、普通規制地域に設置すればいいと思います。そうすれば写真を入れてもいいので、あくまでも条例があるわけですから、基本的に条例は守っていただかないと公平性から外れてしまうと思います。

小林委員

新東名や国1バイパスから施設のある位置を案内しようと思うと特別規制区域の中にほとんど入ってしまうので、それは致し方ないとは思いますが、それでももう少し努力をしてもらってから、審議会にかけるかかけないかの判断をもう一度していただきたいと思えます。

その他意見・質疑なし。議案の質疑終了。

## 《採決》

「審議事項 特別規制地域内における一般広告物について」は、保留とする。

以上で、議事終了。

— 終了 —